

○財務省告示第百七十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年四月二十二日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年五月二十二日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
国債付利変動（五庫）	第九回	十億円	九十七円七十二銭
〃	〃	十億円	九十七円七十七銭
〃	〃	十億円	九十七円八十二銭
〃	〃	十億円	九十七円八十七銭
〃	〃	十億円	九十七円九十二銭
〃	第十回	六十億円	九十七円二十一銭
〃	第二十二回	一億円	九十八円十九銭
〃	〃	五億円	九十八円二十銭
〃	第二十三回	五億円	九十七円六十五銭
〃	第二十四回	一億円	九十八円

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第三十四回	第二十六回	〃	〃	〃	〃	第二十五回	〃
十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	二十億円	十億円	三十七億円	十億円	十億円	十億円	百六十五億円
九十二円五十八銭	九十二円五十七銭	九十二円五十六銭	九十二円五十五銭	九十二円五十四銭	九十二円五十三銭	九十二円五十二銭	九十二円五十一銭	九十二円五十銭	九十二円四十九銭	九十六円二十銭	九十七円五銭	九十七円二銭	九十七円	九十六円九十五銭	九十六円九十銭	九十八円四銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第四十八回	〃	〃	〃	第三十八回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第三十七回
一千一億円	八十五億円	四億円	百億円	二十五億円	十億円	十億円	五十億円	十億円	十億円	百二十九億円	五十億円	二十九億円	五億円
	百円七十五銭	九十六円四十八銭	九十六円四十五銭	九十六円四十銭	九十六円三十五銭	九十四円八十八銭	九十四円八十七銭	九十四円八十五銭	九十四円八十銭	九十四円七十九銭	九十四円七十八銭	九十四円七十五銭	九十四円七十銭